

# 成年後見制度

# 選挙権喪失は違憲

## 東京地裁判決 「制限許されぬ」

成年後見人が付くと選挙権を失う公選法の規定は憲法に違反するとして、知的障害のある女性が困を相手に選挙権があることの確認を求めた訴訟の判決で、東京地裁は14日、「規定は違憲で無効」と判断し、国政選挙で女性の投票権を認めた。

判決要旨4面、関連記事3面



公選法の成年後見規定をめぐる訴訟に勝訴し、母佳子さん(左)、父清吉さん(中央)とともに笑顔を見せる原告の名晃耶匠さん(14日午後、東京地裁前)

定塚裁判長は「憲で許されない。被後見人が国民に保障する選人全てが投票の能力を有するに過ぎない」と述べた。

### 判決骨子

- 憲法に鑑み、選挙権の制限は原則として許されず、「やむを得ない事情」が必要
- 成年被後見人の選挙権を剥奪しなれば公正な選挙ができないとは認められない
- 被後見人から一律に選挙権を奪うのは、国際的な潮流に反する
- 被後見人に選挙権はないとする公選法の規定は違憲で無効だ



### 成年後見制度 認知症や知的障害、精神障害などで判断能力が十分でない成人を保護、支援する制度。代理人は本人がした不利な契約を取り消したり、代わりに契約したりできる。

2000年に薬治理、準禁治理制度を廃止して導入された。判断能力に応じて後見、保佐、補助の3種類があり、公選法1条1項1号の規定により選挙権を失うのは後見だけ。最高裁によると、11年には全国の家裁で後見開始の審判申し立てが約2万5千件あった。制度導入から同年までの申立総数は約2万8千件。

らから、選挙権を一律に奪うことはできない」と述べた。

成年後見制度の選挙権喪失に関する初の憲法判断で、札幌地裁は「憲法に違反する」として、京都市の各地裁で起ころれている同種訴訟の根幹である選挙権を奪うのは選挙の公正確保が頻繁に起きて選挙

にも影響を与える可能性がある。最高裁によると昨年未時点では後見人は約13万6千人。原告は茨城県牛久市の名晃耶匠さん(50)。原告は茨城県牛久市の名晃耶匠さん(50)。原告は茨城県牛久市の名晃耶匠さん(50)。

原告は茨城県牛久市の名晃耶匠さん(50)。原告は茨城県牛久市の名晃耶匠さん(50)。

### 札幌地裁判決は今秋

成年後見制度の選挙権喪失に関する同種訴訟のうち、札幌地裁で11年9月に提訴。自らは札幌市の成年被後見人の男性(53)が国を相手取り、選挙権がある対し、国側は「成年被

憲法の精神に沿う 奥平康弘・東大名誉教授(憲法)の話。私的成年後見と公的選挙権とは制度の目的が違い、別物と考えるべきだ。判決は、選挙権を無条件に奪うことは限界がある」と論理的に指摘しており、評価できる。権利や自由を厳密に考える憲法の立法精神にも沿っている。社会ではほかにも、個人の権利をめぐってさまざまな差別的処遇が容認されており、そうした風潮にも一石を投じる判決だ」と思う。

# 権利擁護 世界の潮流

## 被後見人の選挙権喪失 違憲

財産を守るために成年後見人を付けたい。そう願う障害者や認知症のお年寄りから、選挙権を一律に奪う公選法の規定を、14日の

## 日本の遅れ明らか 制度抜本見直し急務

### 制度抜本見直し急務

「権利を守る」という、禁治産、準禁治産制度の趣旨にまで踏み込んだ画期的な判決だ。日本成年後見法

学芸理事長で、中央大の新井誠教授(民法)は判決をこう評価する。

成年後見制度は2000年、認知能力が十分でない人の財産管理や契約を手助けするた

「権利を守る」という、禁治産、準禁治産制度の趣旨にまで踏み込んだ画期的な判決だ。日本成年後見法

学芸理事長で、中央大の新井誠教授(民法)は判決をこう評価する。

成年後見制度は2000年、認知能力が十分でない人の財産管理や契約を手助けするた



記者会見する原告の名児耶匠さん(中央)と後見人で父親の清吉さん(右) 14日午後、東京・霞が関の司法記者クラブ

東京地裁判決は「憲法違反で国際的な潮流に反する」と断じた。障害者の権利擁護が世界的に進んで立ち遅れ、利用者数も低下する日本の成年後見制度。ハンディのある人が安心して暮らせる社会とは程遠く、制度の抜本的見直しが必要だ。(一面参照)

権利を奪うのは「制度法改正。欧州人権裁判所の趣旨に反する」と、時所は10年、日本のように遅れを指摘した。判決は「禁治産制度ができた明治時代とは状況が変わり、高齢者や障害者の自己決定の尊重や、普通に生活できる社会をつくる」という新しい理念で設けられていない人の財産管理や契約を手助けするた

欧州では、障害者への差別を禁止し、社会参加を促進する国連の障害者権利条約が採択された06年以降、選挙権の制限を見直す動きが目立つ。

フランスは07年、後見開始時に裁判官が個別に選挙権を維持するかどうかが判断するよう

障害を抱える娘への耶匠さん(50)の父清吉さん(81)は全面勝訴に法を動かした。成年後見制度によって選挙権を奪うことを違憲とした14日の東京地裁判決。「なぜ知的障害がある選挙ができないのか。娘の大事な権利を取り戻さなければならぬ」と訴えた。その一心で裁判を闘った名児

ほか、カナダは93年、英国は06年に精神障害による選挙権の制限を廃止した

「批准難しい」日本も07年に障害者権利条約に署名し、批准のための国内法整備を進めている。

だが、条約は「投票や選挙の機会を確保する」と明記しており、訴訟の原告弁護団の一人、国学院大学法学部教授の佐藤彰一教授(民法)は「公選法の規定を削除しない限り、批准は難しいだろう」とみる。

日本の成年後見制度は介護保険と同時に導入され、当時は「高齢社会を支える車の両輪」とうたわれた。だが、12年時点で認知症の高齢者が約300万人と推計されるのに対し、同年末時点で後見人が少ない原因の一つと指摘する。

援で自立した生活ができる。だがその年から、匠さんの分だけ選挙はかきかえなくなった。それまで匠さんは国政選挙も地方選挙も必ず1票を投じてきた。電子辞書を購入して新聞を讀み、選挙公報にじっくりの目を通す。当たり前だった選挙

「札幌地裁も違憲判断を」札幌訴訟原告団の西村武彦団長は「このすばらしい判決は、今回の判決は理屈を超えて胸に響いた」との声も出た。

訴状によると、男性は記憶力や計算に難があるという。財産管理を心配した母親の申し立てにより、札幌地裁が2004年に母親を成年後見人に選任、11年に大崎弁護士も後見人に加わった。

勝訴 東京地裁判決を受け、記者会見する札幌の原告男性の弁護士大崎武彦氏(左)と原告の父清吉さん(右) 14日、札幌市中央区

「勝訴」 記者会見する原告の父清吉さん(右)と後見人で父親の清吉さん(左) 14日午後、東京・霞が関の司法記者クラブ

## 娘思う父 司法動かす

障害を抱える娘への耶匠さん(50)の父清吉さん(81)は全面勝訴に法を動かした。成年後見制度によって選挙権を奪うことを違憲とした14日の東京地裁判決。「なぜ知的障害がある選挙ができないのか。娘の大事な権利を取り戻さなければならぬ」と訴えた。その一心で裁判を闘った名児

援で自立した生活ができる。だがその年から、匠さんの分だけ選挙はかきかえなくなった。それまで匠さんは国政選挙も地方選挙も必ず1票を投じてきた。電子辞書を購入して新聞を讀み、選挙公報にじっくりの目を通す。当たり前だった選挙

「勝訴」 記者会見する原告の父清吉さん(右)と後見人で父親の清吉さん(左) 14日午後、東京・霞が関の司法記者クラブ

「勝訴」 記者会見する原告の父清吉さん(右)と後見人で父親の清吉さん(左) 14日午後、東京・霞が関の司法記者クラブ

「勝訴」 記者会見する原告の父清吉さん(右)と後見人で父親の清吉さん(左) 14日午後、東京・霞が関の司法記者クラブ

### 被後見人選挙権訴訟 東京地裁判決 (要旨)

成年後見人が付くと選挙権を失う公選法の規定を違憲とした14日の東京地裁判決の要旨は次の通り。(一面参照)

#### 【憲法の趣旨】

選挙権は国政参加の機会を保障する基本的権利で、民主主義の根幹を成す。憲法も、投票によって政治参加の権利を保障し、人種や信条などで差別してはならないと定めている。

憲法の趣旨に鑑みれば、選挙権やその行使を制限することは原則として許されない。制限するには、選挙の公正確保が不可能か著しく困難と認められる「やむを得ない事情」がなければならず、事情のない制限は憲法に違反する。

#### 【やむを得ない事情】

選挙権の行使に足る能力を欠く者に権利を付与しないのは立法目的として合理性を欠くとはいえないが、民法は被後見人をそのような人とは異なる存在と位置付けていることは明らかだ。

成年後見制度は自らの財産などを適切に管理・処分する能力が乏しい人が不利益を被ることを防

ぐために設けられた。後見開始の審判の際に判断されるのは、財産を管理・処分する能力の有無であり、選挙権を行使する能力とは異なる。

被後見人が総じて選挙権を行使する能力を欠くわけではないことは明らかであり、実際に、財産などの適切な管理や処分はできなくても、選挙権を行使できる人は少なからずいると認められる。

そもそも被後見人も国民だ。国民には障害者や老化に伴って判断能力が低下している人などさまざまなハンディキャップを負う人が多数存在する。そのような人もわが国の主権者なのを言いつまでもなく、選挙権を奪うのは極めて例外的な場合に限られる。

国が主張するように、選挙権を行使する能力を持たない人に権利を付与すると、第三者が特定の候補者に投票するよう不正な働きかけを行うなど不公正、不適正な投票が行われることがあり得る。

しかし、それによって選挙の公正さが害される恐れは見いださず、不公正な投票が送れる

正、不適切な投票が相当な頻度で行われることを推認する証拠もない。被後見人から選挙権を剝奪しなければ、選挙の公正確保が不可能ないし著しく困難とは認めがたい。

国は選挙のたびに、能力を個別に審査する制度の創設は事実上困難だから、後見制度を借用せざるを得ないと主張するが、外国では、精神的理由で能力がないとされる人には選挙権を付与しないなどの規定を設け、運用しているところが存在する。

実際の運用に困難が伴うからといって、制度の趣旨が異なる後見制度を借用して、被後見人から一律に選挙権を奪うことがやむを得ないとは言えない。

#### 【後見制度の趣旨と国際的な潮流】

後見制度は、禁治産制度が設けられた明治時代と、高齢者や障害者をめぐる社会状況に大きな変化が生じたことに鑑み、1999年の民法改正で設けられた。

これらの人の自己決定を尊重することや、障害者も通常の生活が送れる

ような社会をつくるというノーマライゼーションという新しい理念に基づいたものだ。

海外でもこの理念に基づき、法改正が行われた。英国では2006年の法改正で知的障害者らに選挙権が付与され、カナダでも自己財産の管理を禁じられている人に付与された。フランスなどでも精神疾患などによる能力低下を選挙権の欠格要件とする条項が改正された。

選挙権を行使する能力を持つ被後見人からも選挙権を奪うことは、後見制度の趣旨に反し、国際的な潮流にも反する。

#### 【国会の立法裁量】

国は公職選挙法の規定について、立法裁量の逸脱乱用はないから合憲と主張する。しかし、国会に一定の裁量があっても憲法に違反する立法はできないことは明らかだ。やむを得ない事情がないのに選挙権を制限することは、立法裁量の限界を超えて違憲だ。

#### 【結論】

被後見人は選挙権を持たないとした公選法の規定は憲法違反であり、無効。原告には選挙権があると認められ、次回の国政選挙で投票できる。